



- ① 受注者は、「中間前金払認定申請書」および「工事履行報告書」を須恵町（工事発注課）に提出し、中間前金払に係る認定を請求する。
- ② 須恵町（工事発注課）は、要件を満たしているかを確認し、満たしていれば「中間前金払認定調書」を交付する。
- ③ 受注者は、保証事業会社に中間前払金保証の申し込みを行う。
- ④ 保証事業会社は、受注者に「保証証書」を発行する。
- ⑤ 受注者は、「中間前払金請求書」に「保証証書」を添付して須恵町（工事発注課）に中間前払金を請求する。
- ⑥ 須恵町（工事発注課）は、受注者の前払金専用口座に中間前払金を支払う。